

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：佐賀東部水道企業団水道事業会計

事業名	水道事業		
事業開始年月日	昭和51年8月17日	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	佐賀東部水道企業団	職員数 (H19. 4. 1現在)	85
構成団体名	佐賀市、神崎市、川副町、東与賀町、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町		

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	123.31円(用水)(H17) 180.54円(水道)(H17)	公営企業債現在高(百万円)	23,390
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	2,640
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.603(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	12.5(H18)
		経常収支比率 (%)	92.1(H17)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ✓ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	佐賀東部水道企業団行財政改革実施計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 諸永 浩
既存計画との関係	佐賀東部水道企業団行財政改革実施計画（平成14年度～平成21年度） 1次：平成14年度～平成18年度 2次：平成19年度～平成21年度
公表の方法等	議会、構成団体への説明、HP（1次最終結果は近日アップ）
基本方針	継続的・安定的に水道事業を運営し、お客さまに安心して水道水を利用していただくために、真に必要な施策・事業の選択と集中を図るとともに、一層の経営効率化及び財政の健全化により、経営基盤の強化を図っていくことを基本方針とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,099	1,396	2,850	5,345
	補償金免除額	142	313	493	948
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	2,168	673		2,841

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	1,098,600	1,396,004	2,850,350	5,344,954
合 計 (A)		1,098,600	1,396,004	2,850,350	5,344,954
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,098,600	1,396,004	2,850,350	5,344,954

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	用水供給事業	2,168,101	673,084		2,841,185
合 計 (A)		2,168,101	673,084		2,841,185
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,168,101	673,084		2,841,185

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	筑後川からの取水源とした2つの浄水場で浄水供給しているが、農村部を多く抱え人口も減少しているため施設能力に対し、稼働率の低い運用となっている。財政的には、創設事業の施設建設に係る借入が高金利時期であったため、資本費の高騰を招いている。	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	水道料金が経営同規模で見た場合相当高くなっているが、これは用水供給事業からの受水費が給水原価を押し上げているためであり、受水費中の資本費の軽減を図ることが必須である。	
	課 題	資産の有効活用及び処分
	水道事業の統合による旧町村の浄水場用地等が遊休資産として現存している。現在稼働している資産も含め有効活用を図り、遊休資産については活用策がない時は売却処分を行う。	
	課 題	定員管理の適正化
	年齢構成上の偏りがあるため、急激な職員減とはならない。	
	課 題	施設稼働率の向上
山間、農村部を多く抱え施設規模に対し、供給量が伸びていない。		
留意事項	課 題	更なるコストの節減
	平成14年度から行財政改革を実施し、コスト節減を行っているが引き続き維持管理の削減が必要である。	
留意事項	構成団体のうち、他に水源を持っているのは佐賀市のみであり、緊急時には佐賀市への供給で調整するしかない。（佐賀市へは用水供給事業のみ実施）	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。













連結

(3) 経営指標等(連結)

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし
料金回収率 (%)	75.0	79.4	84.5	89.3	88.2	90.2	91.3	95.5	91.5	87.1
総収支比率(法適用) (%)	98.6	99.3	102.7	105.9	101.2	94.8	95.1	99.3	94.6	90.3
経常収支比率(法適用) (%)	98.3	99.2	102.7	105.9	101.2	94.8	95.1	99.3	94.6	90.3
営業収支比率(法適用) (%)	110.8	117.2	122.3	124.6	119.6	118.8	112.0	110.7	103.7	98.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	20.8	16.5	14.6	12.6	9.9	2.4	0.9	0.5	0.3
	うち基準内繰入金 (%)	20.8	16.5	14.6	12.6	9.9	2.4	0.9	0.5	0.3
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	28.0	33.9	29.1	18.3	21.3	35.9	15.2	15.6	24.1
	うち基準内繰入金 (%)	28.0	33.9	29.1	18.3	21.3	35.9	15.2	15.6	24.1
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

連結

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>用水事業においては、用水料金が受水費となって、水道事業に与える影響が大きいことから、料金設定は剰余金を充当しながら極力抑制することとしている。今後用水料金の値下げを予定しており、料金収入は減少する見込みである。</p> <p>また水道事業においては、水道料金は全国的にも同規模事業者と比較し最高額であり、近隣事業者との比較でも高額料金であるため、地域住民の料金値下げについての要望は強く、料金の抑制は大きな問題である。料金については、用水料金に値下げに伴う受水費の減少及び剰余金の充当により料金抑制を図りたい。現行料金における料金収入は有収水量の伸びによる増加が見込まれる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>用水事業において繰出基準に基づき、水道広域化対策、水源開発について構成団体からの繰入れを予定している。この繰入金は年々減少し、平成19年は約508百万円、平成23年では245百万円の見込額である。</p> <p>水道事業においては、平成18年度まで構成団体から繰出基準に基づき高料金対策の繰入れ実績を有したが、平成19年度から繰出基準の適用から外れたため見込んでいない。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>用水事業においては、北茂安浄水場更新事業(実施中)及び基山浄水場更新等を計画(H20年度設計委託、H21～H23年度設備更新)し、財源は起債を予定している。資産売却等による収入は、対象となる資産を有せず見込めない。</p> <p>水道事業において、石綿管更新事業、鉛製給水管更新事業を計画的に実施しており計上している。資産売却については、広域化統合の折に引き継いだ旧浄水場跡地等について、今後不動産評価を実施し処分する予定であるが、この収支には計上していない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>・人件費は、職員計画に基づき計上しているが、退職者の概ね2分の1を再任用(計画に折込済み)で予定し所要額を計上している。</p> <p>・現在「地域水道ビジョン」についても策定中であり、危機管理、環境対策等の新たな費用の発生が見込まれるが、この収支計画には見込んでいない。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

用水

(3) 経営指標等(用水事業会計)

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	
料金回収率	(%)	89.6	94.2	99.0	92.1	97.4	100.8	97.4	103.0	97.3	97.9	
総収支比率(法適用)	(%)	95.4	100.8	105.1	97.9	101.5	104.2	98.7	103.8	97.8	98.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	95.4	100.8	105.1	97.9	101.5	104.2	98.7	103.8	97.8	98.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	144.9	153.1	156.7	140.4	143.0	143.1	125.3	124.2	113.2	113.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	6.2	5.5	4.8	4.5	3.7	3.0	1.3	0.7	0.4	0.3
	うち基準内繰入金	(%)	6.2	5.5	4.8	4.5	3.7	3.0	1.3	0.7	0.4	0.3
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	30.7	42.6	37.8	20.8	23.7	46.1	17.4	18.0	33.7	32.8
	うち基準内繰入金	(%)	30.7	42.6	37.8	20.8	23.7	46.1	17.4	18.0	33.7	32.8
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(3) 経営指標等(水道事業会計)

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし	資金不足なし
料金回収率 (%)	75.2	77.4	80.2	92.6	85.2	84.8	90.0	90.6	90.3	83.2
総収支比率(法適用) (%)	102.9	98.3	98.6	111.1	100.2	88.1	94.2	95.4	94.3	87.6
経常収支比率(法適用) (%)	102.4	98.1	98.6	111.1	100.2	88.2	94.2	95.4	94.3	87.6
営業収支比率(法適用) (%)	80.3	81.9	84.7	97.8	90.1	89.2	94.1	93.9	93.4	86.7
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	22.7	17.4	15.4	13.6	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	22.7	17.4	15.4	13.6	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>・平成15年度に佐賀東部水道企業団定員管理計画を策定し定員管理を行っている。(課題 )今後も下水道使用料の徴収事務委託や簡易水道等の管理業務委託の受託などで現状の定員管理を行いたい。</p> <p>・平成13年職員数87名(企業長除く) 平成19年84名 平成27年75名(定員目標数、再任用職員を含む)(課題 )</p> <p>・設立が昭和50年ということもあり、平成20年より退職者の増が見込まれるが、技術継承が必要なため隔年1名の採用を予定している。</p> <p>・給与については、主たる構成団体の佐賀市の給与を参考に規程している。</p> <p>・人件費の縮減実施(企業長の給与7%カット、職員の昇給延伸、各種手当の見直し(管理職手当の30%カット、特殊勤務手当の50%カット等)、土日出勤の振替勤務実施等)(課題 )</p> <p>・国の給与制度を準用し、主たる構成団体の佐賀市の給与を参考にしながら、給与構造の見直しを行った。また、地域手当については、導入していない。(課題 )</p> <p>・当企業団には技能労務職に相当する職種はない。</p> <p>・退職時特昇は行っていない。</p> <p>・退職手当については、国の退職手当を準用し、主たる構成団体の佐賀市の取扱いを参考にしながら対応している。</p> <p>・福利厚生事業については、主たる構成団体の佐賀市の取扱いを参考にしながら互助会事業の見直しを行ってきた。今後も厚遇とならないように対処することとしている。(課題 )</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>	<p>・集中改革プラン通知前の平成14年11月に平成18年度までの5か年間の行財政改革実施計画を策定し、実施してきた。(課題 )</p> <p>・厚生労働省から地域水道ビジョンの策定を要請(現在策定中)されていることから、行財政改革実施計画を検証見直しして継続し、今後3か年の新たな計画を策定する。(地域水道ビジョンとのリンク)</p> <p>・職員全員体制による水道加入促進の戸別訪問を実施。(約6千件対象、他に大口勧誘訪問や井戸水使用者の水質検査も実施)課題</p> <p>・構成団体の下水道使用料徴収事務委託や簡易水道の技術管理を受託(課題 )</p> <p>・大会議室を民間会社へ貸付(平成16・17年度)(課題 )</p> <p>・出先営業所の統合や日々雇用職員の削減(平成14年～)</p> <p>・指定管理者、PFIの活用は今のところ予定していない。</p> <p>・浄水場の夜間・休日運転等の管理委託、検針業務委託は当初から導入している。(課題 )</p> <p>・給水装置の工事について、直接工事店での施工へ移行。水質検査についても一部民間へ委託。(課題 )</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	・売却可能資産の処分について、早急を実施できるよう調査を行う予定である。（課題 ）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	・行財政改革計画に実施効果等については、企業団議会及び構成団体へ随時報告を行っている。また、企業団のホームページへも掲載し情報公開に努めている。  ・第三者機関による行政評価は導入していない。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	・平成19年度職員数84名、引き続き定員管理に努め平成27年度に75名を目標とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	・繰越欠損金はない。引き続きコスト縮減に努める一方、下水道使用料徴収事務委託の受託拡大による増収を図る。また、下水道施設管理受託を検討する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	・構成団体からの基準外繰出しはない。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
2	需要開拓の促進	0	4	33	44	48		51	66	72	75	75	
	改善額(負担金の確保等)	0	4	33	44	48	129	3	18	24	27	27	99
2	資産の有効活用(庁舎貸付)	0	0	8	10	0		0	0	0	0	0	
	改善額(収入増額)	0	0	8	10	0	18	0	0	0	0	0	
2	その他(下水徴収委託、他)	0	0	1	2	13		19	21	22	23	25	
	改善額	0	0	1	2	13	16	6	8	9	10	12	45
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	716	696	706	709	699		699	703	695	694	677	
	改善額	16	36	26	23	33	134	0	4	4	5	22	27
	給与水準(企業長分限)	373	362	367	367	365		365	367	363	363	354	
	改善額	0	11	6	6	8	31	0	2	2	2	11	13
	その他(企業長、手当等)	343	334	339	342	334		334	336	332	331	323	
	改善額	16	25	20	17	25	103	0	2	2	3	11	14
	職員給与費(退職手当)	68	32	0	0	36		0	48	52	96	104	
	職員数(企業長除再任含、人)	85	84	84	84	84		84	85	84	84	82	
	増減数(人)	2	1				3	1	1			2	2
1	人件費(日々雇用職員)	18	16	10	10	9		2	0	0	0	0	
	改善額(適正化)	2	4	10	10	11	37	7	9	9	9	9	43
2	維持管理費等	128	115	116	113	111		108	104	104	104	104	
	改善額(適正化)	0	13	12	15	17	57	3	7	7	7	7	31
2	工事コスト 2	0	27	72	832	77		0	92	500	500	290	
	改善額(縮減額)	0	4	11	23	4	42	0	44	239	248	138	669
2	営業所統合(維持管理費)	4	3	3	3	3		3	3	1	0	0	
	改善額	0	1	1	1	1	4	0	0	2	3	3	8
2	営業所統合(建替費削減)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	34	34	0	0	65	0	0	65
2	その他(流監視)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	30,716	28,851	26,943	25,203	23,390		18,747	16,323	14,668	14,153	13,607	
	増減	2,137	1,865	1,908	1,740	1,813		4,643	2,424	1,655	515	546	
	計画前5年間改善額 合計						471						1,000
	改善額 合計												948
	(参考) 補償金免除額												948

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注2 2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

効果額については、用水供給事業と水道事業の合算額。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	- (126)	- (125)	- (125)	- (114)	- (114)	- (117)	- (117)	- (118)	- (119)	- (119)
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	19,447(11,258)	19,701(11,299)	19,948(11,590)	20,217(11,263)	20,042(10,711)	20,488(10,897)	20,313(10,925)	20,382(11,007)	20,430(11,075)	20,535(11,157)
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)	99,000 (-)
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	63,206(45,530)	62,568(45,022)	63,637(42,849)	69,646(44,961)	65,005(41,742)	66,300(42,400)	65,900(42,600)	66,100(42,900)	66,300(43,000)	66,400(43,400)
最大稼働率 (%)	64 (74)	63 (73)	64 (70)	70 (89)	66 (83)	67 (-)	67 (-)	67 (-)	67 (-)	67 (-)
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	178 (246)	176 (247)	174 (247)	151 (247)	152 (228)	152 (224)	138 (225)	137 (225)	137 (225)	137 (206)
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	198 (328)	187 (319)	176 (308)	164 (287)	156 (268)	151 (264)	141 (250)	133 (249)	141 (250)	139 (248)

各項目( )書きは水道事業数値